

求人者・求職者の皆様へ

事業所名 有限会社ブライトワークス 許可番号(23-ユ-300358)

●取扱職種の範囲等 ・職種は全職種 ・地域は国内

以下に該当する求人者からの学校卒業見込み者等であることを条件とした求人は取扱いません。

若年雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者。

●手数料に関する事項

・求人者から徴収する手数料については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの職種及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無料
求人受理後、求人者に 求職者を紹介する サービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30%</u> 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払わ れる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた 求人者に対する専門的な 相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

・求職者からは手数料は徴収いたしません。